



■ 規模別の主な取組内容(都道府県単位)

取組の規模		都道府県単位
区 分		
コミュニケーション支援	地域における情報の多言語化	・県政だよりの一部を多言語化し、県HPに掲載(宮城県) ・多言語生活ガイドブック、多言語情報誌等を発行(国際交流協会)
	日本語および日本社会に関する学習の支援	・日本語講座の運営を行い、外国人県民に対し日本語や日本の生活習慣を学ぶ機会を提供(国際交流協会)
生活支援	居住	・多言語(英・中・韓・ポ・日)による外国人相談センターの運営を行い、外国人県民等の日常生活における悩み解消に寄与(宮城県、国際交流協会)
	教育	・教職員を対象とした研修会を開催し、教育現場で外国籍児童生徒の指導に携わる上での留意点等を習得する機会を提供(宮城県) ・外国籍子どもサポーターの育成・派遣を行い、日本語力が不十分な外国籍児童生徒の学習を支援(国際交流協会)
	労働環境	・経済産業省アジア人財資金構想「高度実践留学生育成事業」委員会メンバーとして、日本とアジアの架け橋となる高度専門人財を育成(テンプスタッフ・カメイ(株)、東北大学、(社)東北経済連合会、日本学生支援機構、仙台商工会議所、宮城県ほか)
	医療・保健・福祉	・保健福祉事務所職員を対象とした研修会を開催し、外国人と接する上での基礎知識の習得機会を提供(宮城県) ・保健医療／生活相談通訳サポーターの育成・紹介を行い、医療機関等でのコミュニケーションをサポート(国際交流協会)
	防災	・災害時通訳ボランティアの確保・養成を行い、災害発生時の多言語支援体制を整備(宮城県、国際交流協会) ・災害時外国人サポート・ウェブ・システムの運用を行い、気象(警報以上)・地震(震度4以上)・津波に関する情報の多言語配信サービスを実施(宮城県)
多文化共生の地域づくり	地域社会に対する意識啓発	・「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」、「宮城県多文化共生社会推進計画」の周知・広報(宮城県) ・県内各地でシンポジウムを開催し、広く県民に対し多文化共生への理解と地域づくりへの参画を促す(宮城県、地元市町村、国際交流協会)
	外国人住民の自立と社会参画	
その他		



■推進体制の整備状況

(1)担当部署の設置状況

■H16. 4 環境生活部国際交流課調整企画班において多文化共生に関する事業に本格着手

■H18. 4 産業経済部国際政策課調整企画班に再編

■H19. 4 経済商工観光部国際政策課に多文化共生推進班を設置

■H21. 4 同課企画調整班と統合し、企画・多文化共生班に再編

(2)指針・計画等の策定状況と主な目的 ①策定状況

<策定状況>

(H17. 7 条例の制定に関する懇話会を設置)

■H19. 7 「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定

(H19. 11 宮城県多文化共生社会推進審議会を設置)

■H21. 3 「宮城県多文化共生社会推進計画」を策定



■推進体制の整備状況

(2) 指針・計画等の策定状況と主な目的 ②指針(条例)

<主な目的>

多文化共生社会の形成の推進に関する条例

基本理念を定め、県、事業者、県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することで、「国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重、社会参画が図られる地域社会」の形成を促進し、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

■基本理念

- 1) 個人の尊厳が重んぜられること、個人の能力を発揮する機会が確保されること等により県民の人権が尊重されること。県民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画すること。
- 2) 県、市町村、事業者、県民等の適切な役割分担の下で協働して行われること。
- 3) 国際的な人権保障の取組に留意して行われること。

■責務

県) 多文化共生社会の形成の推進に関する総合的な施策の策定及び実施
事業者) 多文化共生社会の形成の推進への努め、県、市町村への協力
県民) 地域、職域、学校、家庭などあらゆる分野における推進への寄与



■推進体制の整備状況

(2) 指針・計画等の策定状況と主な目的 ③計画

<主な目的>

宮城県多文化共生社会推進計画

- ・条例に基づき、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に策定
- ・今後の多文化共生施策の方向性と事業の取組方針を提示

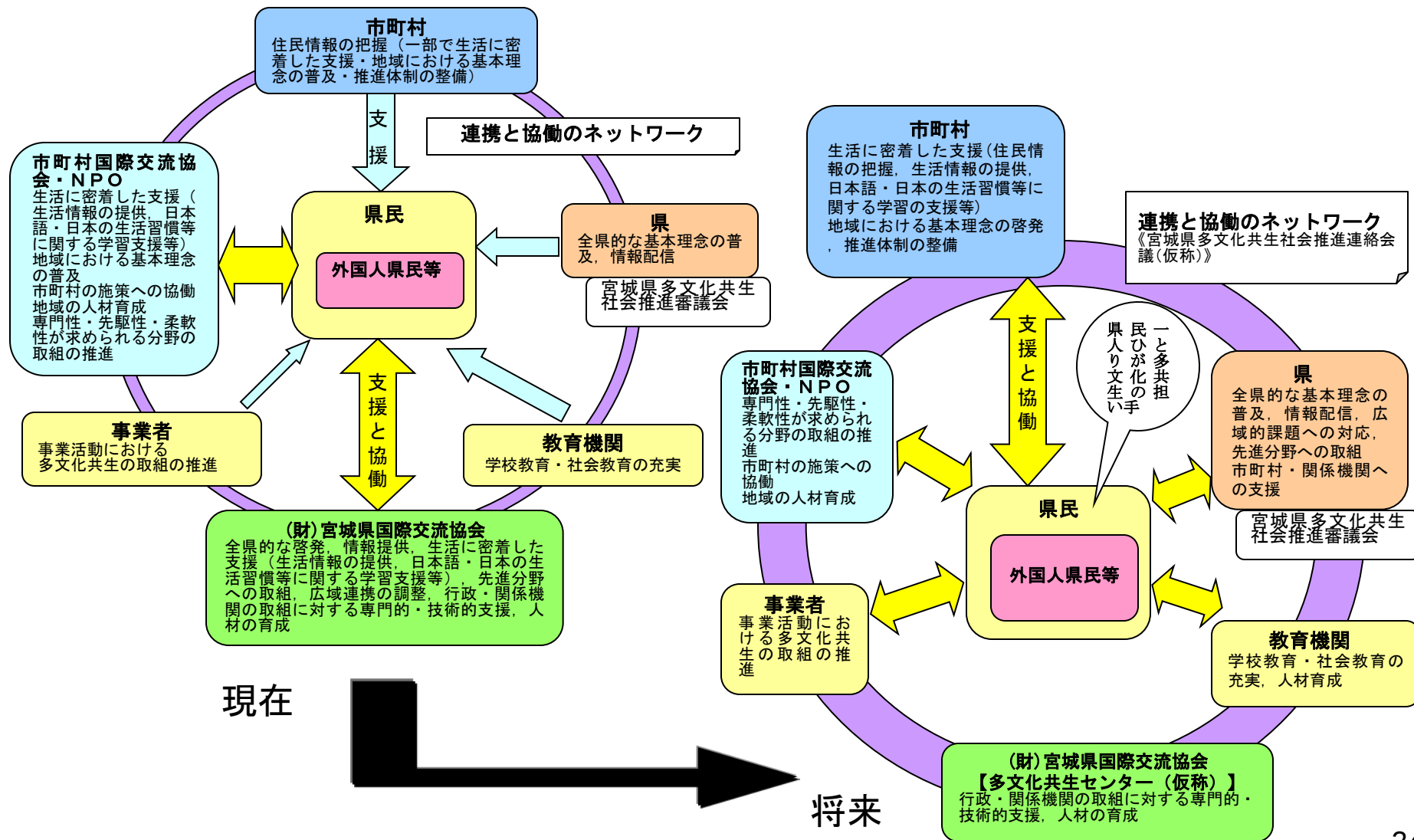
■施策の方向性

- 1) 適切な役割分担と協働の推進
- 2) 情報面からの生活の安全・安心の確保, 地域社会への適応力向上
- 3) 家庭生活の質の向上, 能力発揮の促進
- 4) 共生する体制の構築

■事業の取組方針

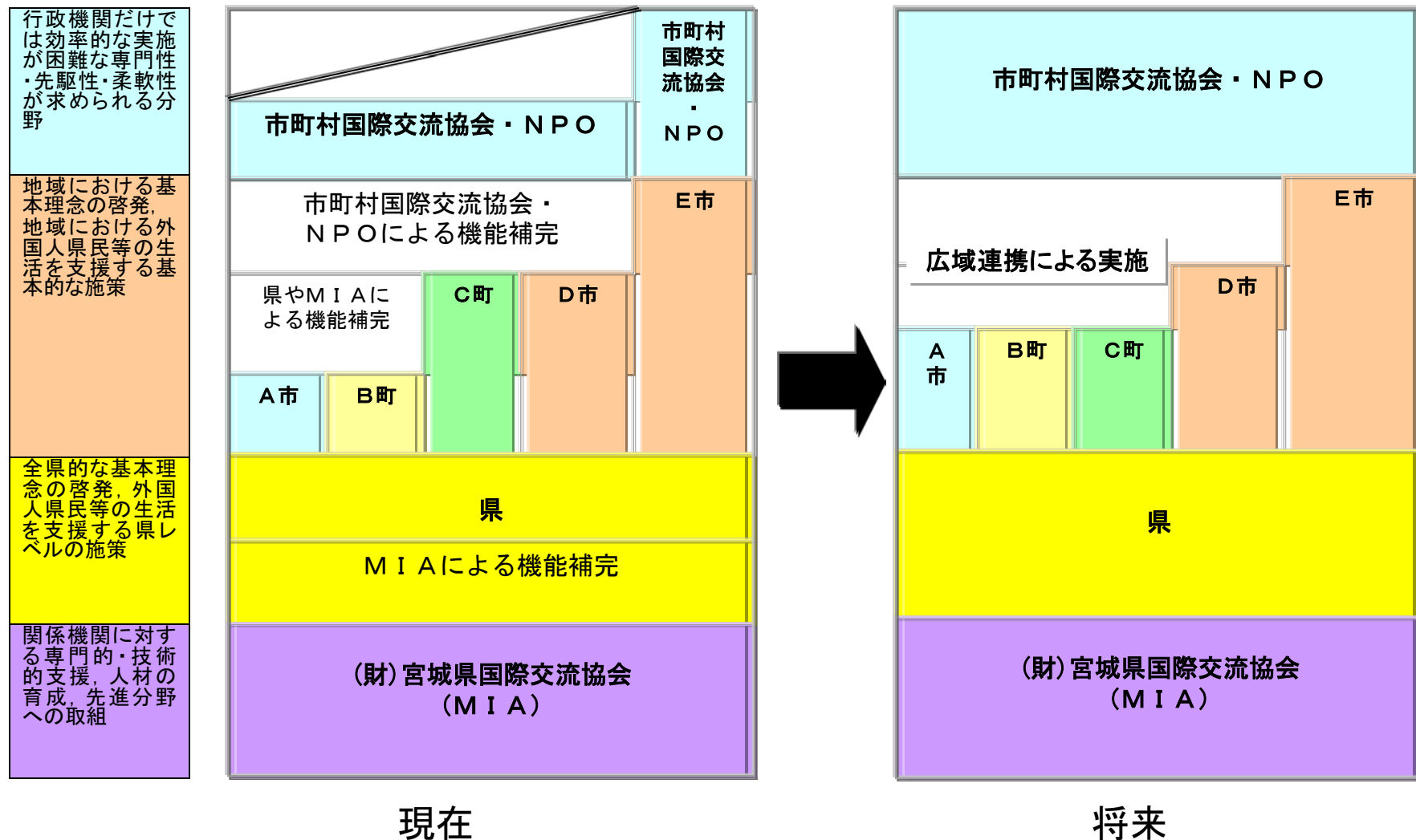
- 1) 基本理念の啓発 ⇒ 「意識の壁」の解消
- 2) 多言語化支援, 学習支援 ⇒ 「言葉の壁」の解消
- 3) 家族サポート, 活躍の支援 ⇒ 「生活の壁」の解消
- 4) 集住地区支援 ⇒ 「将来の課題」への対応

■推進体制の整備状況 (3)連携と協働のネットワーク・イメージ図





■推進体制の整備状況 (4)関係機関の機能補完のイメージ図





■全国初の条例制定

宮城県では平成19年7月に全国に先駆けて
「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定

(1)H16～H17 外国人懇談会を開催(委員長:宮城学院女子大学 J. F. モリス教授)

- ・外国人11人, 日本人2人を委員に委嘱し, 計8回開催(このうち知事も数回参加)
- ・「知事への提言書」として, 社会生活(言語, 行政, 地域参加), 教育・文化, 産業・仕事に関する提言事項を取りまとめ

(2)H17～H18 条例制定に関する懇話会を開催(座長:明治大学 山脇啓造教授)

- ・学識経験者, 県議会議員, 外国人当事者, 国際関係団体, 市町村職員等10名を委員に委嘱し, 計5回開催
- ・条例案を完成させ, その後, パブリックコメントも実施

外国人が多いわけでもない宮城でなぜ条例を制定したのか？

- ・少子・高齢化とグローバル化の進展により外国人の増加・定住化が進んでおり, 地域社会の活力を維持するためには, 国籍や民族等にかかわらず, すべての人が能力を最大限に発揮できる社会づくりが必要
- ・集住ではなく分散しているがゆえに抱える課題もあり, 宮城県が豊かで活力ある社会を実現するために, 多文化共生の視点が不可欠



■災害への備え

宮城県では30年から40年程度の周期で「宮城県沖地震」の発生が続いており、国の地震調査委員会から今後20年以内に約90%の確率で発生するとの評価結果が公表されている(直近の発生は1978年で既に31年が経過)。

とりわけ言語や生活習慣、自然環境が異なる外国人にとって、体験したことのない地震や台風等による自然災害の発生はまさに脅威であり、生活の安心・安全を揺るがしかねない。

こうしたことから、宮城県では、災害発生に備えた外国人を支援するための事業を展開している。

(1) 災害時通訳ボランティア整備事業(H16～)

被災した外国人を言語面で支援するため、通訳ボランティアの確保・養成を行い、災害対策本部等からの要請に応じ、通訳ボランティアを派遣する態勢を構築(参考＝H20整備実績:13ヶ国語,75人)

(2) 災害時外国人サポート・ウェブ・システム運用事業(H20～)

気象(警報以上)・地震(震度4以上)・津波に関する情報を多言語に自動翻訳するとともに、その情報をウェブサイトに掲載し、その状況を多言語でメール配信するサービス(参考＝H21.10月末現在登録件数:980件)



■ 各種研修会の開催を通じた啓発・サービス向上

多文化共生を進めていくためには、多様な主体の参画が必要である上、様々な行政現場において外国人と接する機会が見られることから、本県では、多文化共生の啓発と行政サービスの向上を目指し、以下の研修会を開催している。

(1) 保健福祉分野研修会(H20)

- ・県内3地域において、県や市町村の保健師等を対象とした研修会を開催
- ・保健福祉事務所とタイアップし、各事務所のニーズを踏まえ研修プログラムを設計
- ・行政書士から「外国人を取り巻く日本の法制度」、外国人当事者から「外国人の子育て」に関する講話等のほか活発な情報交換を実施。受講者から高い評価

(2) 学校教育分野研修会(H21)

- ・県内教職員を対象に、外国籍児童生徒の教育支援をテーマに実施
- ・県教育庁とタイアップし、教員研修の一環として広く参加を呼掛け
- ・学者講話、国際化の現状、教員の加配制度、教育現場における事例紹介など

(3) 市町村研修会、相談員研修会(H20～)

- ・市町村・国際交流協会職員、日本語講座ボランティア等を対象に開催
- ・大学教員や他県NPO職員、専門相談員などを講師に招聘



■意識の高揚

(1)一般県民

- ・他団体と比べ外国人の比率は高くなく、依然、外国人とまったく接する機会を持たずに生活している日本人が多いことから、多文化共生に関する意識・関心が高まっていない。
- ・実際に県が毎年実施している県民意識調査においても、「外国人も活躍できる地域づくり」を重視すると回答した人の割合は、他の項目に比べ極端に低い。
- ・また、県と市町村が共催している多文化共生シンポジウムにおいても、参加者数は低調で、条例制定後においても伸び悩んでいる。

(2)市町村

- ・多文化共生の中心的な担い手となるべき市町村においても、多文化共生に関する意識において温度差があり、その必要性を十分認識していない市町村もある。
- ・実際にほとんどの市町村で多文化共生を専門に担当する職員は配置しておらず、情報の多言語化をはじめとして、なかなか取組が進まない現状にある。
- ・また、平成21年度末現在で多文化共生の単独プランを策定している市町村はゼロで、県が開催する説明会や研修会への出席率は半数にも満たない状況が続いている。

⇒ 広報の強化、シンポジウム・研修会の開催など地道な取組が必要



■ 母国語・母国文化教育の支援

- ・県が実施した外国人県民アンケート調査では、5年以内に帰国を予定していると回答した人の割合は30%に上っており、定住化が進みつつある状況の中で、将来帰国を予定している外国人も少なからず存在する。
- ・このような外国人に安心して子育てができる環境を提供するため、子どもの母国語や母国文化維持への支援が必要になってくると考えられる。

⇒ 母国語・母国文化の学習・維持に関する調査・支援が必要

■ 集住地区発生に備えた体制整備

- ・現在、宮城県では企業誘致活動を進めており、製造業を中心とした企業集積が進みつつあることから、それに伴い外国人労働者やその家族が増加することが想定される。
- ・企業の雇用方針等により、外国人の一時的な急増・急減の場合もあれば、集住が恒常化する場合も考えられ、受け入れる地域社会においては、その状況に応じた速やかな対応が求められる。

⇒ 活動拠点の整備、コミュニティリーダーの育成などが必要



ご清聴ありがとうございました。

伊達な旅、
ふたたび。



宮城県観光PRキャラクター
むすび丸